

# 愛知県障害者施策審議会公募委員募集要項

## 1 趣旨

愛知県では、障害のある方に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議するため、障害者基本法第36条第1項に基づき「愛知県障害者施策審議会」（以下「審議会」という。）を設置しています。

審議会の委員には、障害のある方や障害のある方の自立及び社会参加に関する事業に従事されている方、学識経験のある方に御就任いただいておりますが、より幅広く県民の皆様に参加していただくため、委員を募集します。

## 2 募集人数

1名

## 3 職務等

- (1) 委員は、審議会に出席し、愛知県における障害のある方に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項や、施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項について、意見を述べていただきます。
- (2) 任期は、委嘱日（2026年7月1日）から2年間です。
- (3) 審議会の出席に応じ、県の規定に基づき報酬及び旅費を支給します。
- (4) 委員の氏名等は、ホームページ等で公表させていただきます。

## 4 応募資格

- (1) 障害のある方又は障害のある方の自立及び社会参加に関する事業に従事している方など、愛知県の障害者支援施策について関心を持ち、今後の愛知県の障害者支援施策について意見を述べることができる方
- (2) 愛知県内に在住し、委嘱日（2026年7月1日）において満18歳以上の方
- (3) 主に名古屋市内で開催する審議会に出席できる方  
（審議会は年3回程度、原則として平日昼間の開催となります。なお、審議会のほかに、年3回程度、障害者支援施策に関する会議への出席をお願いする場合があります。）
- (4) 国家公務員又は地方公務員でない方
- (5) 過去に愛知県障害者施策審議会委員の経験がない方

## 5 応募方法

申込書に必要事項（氏名、生年月日、年齢、住所等、自己PR）を記入し、「全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために行うべき県の施策」をテーマとした小論文（1,000字程度）を添えて、郵送又は電子メールのいずれかにより下記「9 応募先・問い合わせ先」まで提出してください。

※ 小論文は、原稿用紙等に手書きされたものやワープロ等で印字されたもの、点字でも結構です。なお、提出された書類は返却できませんので、御了承ください。

## 6 募集期間

2026年3月19日(木)から2026年4月16日(木)まで（当日消印有効）

## 7 申込み後のスケジュール

申込書及び小論文をもとに一次選考（書類選考）を行い、結果を2026年4月下旬頃に各応募者本人に通知します。

一次選考後、5月中旬に、一次選考通過者に対し二次選考（面接）を行います。面接の時間及び場所等は、一次選考の結果に併せて御連絡します。

なお、二次選考の結果は、5月下旬頃に通知する予定です。

## 8 その他

愛知県障害者施策審議会の詳細は、愛知県福祉局福祉部障害福祉課ホームページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/sesakushin.html>）で御覧になれます。

## 9 応募先・問い合わせ先

〒460-8501（県庁固有番号のため住所の記載は不要です。）

愛知県福祉局福祉部障害福祉課 業務・調整グループ

電話 052-954-6294（ダイヤルイン）

E-mail shogai@pref.aichi.lg.jp